

当社の労働者派遣事業に関する情報提供について

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、直近年度（2022年6月1日から2023年5月31日までの期間をいう。以下同じ。）の当社の労働者派遣事業に関する以下の事項について、お知らせします。

2023年9月1日現在

- 直近年度の派遣労働者の数：
実績なし。
- 直近年度の労働者の派遣先の数：
実績なし。
- 直近年度のマージン率等：
実績なし。
- 直近年度の労働者派遣に関する料金の額の平均額：
実績なし。
- 直近年度の派遣労働者の賃金の平均額：
実績なし。
- 教育訓練に関する事項：

① 教育訓練の内容

下記の教育訓練について、Off-Job-Trainingの形式を基本として、対象となる労働者に提供します。

教育訓練の種類	対象者	実施期間	実施主体	賃金支給の有無	労働者の費用負担の有無
勉強会	全労働者	24時間 (年間)	派遣元事業者	あり	なし
入社時オリエンテーション	全労働者	4時間 (入社時)			
マネジメント研修	プロジェクトマネージ	5時間 (年間)			

	ヤーおよび 管理職				
--	--------------	--	--	--	--

② 中長期的なキャリア形成のための教育方針

長期的な就業に向け、入社時、メンバー層、リーダー層と段階的に必要とされる能力・知識獲得を行うことを前提とし、また、担当業務に特化した技術知見だけでなく、ビジネススキルも含めた中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育を実施することとしています。

7. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項：

- ① 労使協定の締結の有無 : 締結済み
- ② 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 原則として、すべての労働者
- ③ 労使協定の有効期間の終期 : 2024年

以上